

近代政治史料収集の歩み 一

復古記を中心に明治初年の官撰修史事業

桑原伸介

明治新政発足の日なお浅い二年四月四日に左の詔勅が輔相三条実美宛に発せられた。

修史ハ万世不朽ノ大典祖宗ノ盛挙ナルニ三代実録以後絶テ続ナキハ豈大闕典ニ非スヤ今ヤ鎌倉以降武門専権ノ弊ヲ革除シ政務ヲ振興セリ故ニ史局ヲ開キ祖宗ノ芳躅ヲ継キ大ニ文教ヲ天下ニ施サント欲シ総裁ノ職ニ任ス須ク速ニ君臣名分ノ誼ヲ正シ華夷内外ノ弁ヲ明ニシ以テ天下ノ綱常ヲ扶植セヨ

函館の五稜郭に拠つた榎本武揚等の降服は、これよりな

お一月余後れて五月十八日である。従つて右の詔勅は硝煙がまだ立ちこめている中に発せられたわけで、この時期にすでに修史が意図せられたことは、新政府の草創の意気込みを窺わせるものがある。

この後、時代が移るにつれて度々修史事業の計画を見るが、いずれの時も政治上の誘引が背景にあるよう見受けられる。そういう意味合いでは修史事業はまことに政治的な所産と見ることが出来よう。しかし、いずれの時の修史も、必ずしも有終の成果を挙げ得たとはいひ切れないようである。

明治初年の修史事業の跡を官府の職制の変更移動の中に

見て見ると、大体次のような推移が辿られる。

二

修史の詔勅の発せられるより前、明治二年三月二十日に史料編輯国史校正局が九段坂上旧和学講談所に置かれた。

これは六国史の後を承け、正史編纂の目的で「墙史料」(墙保己一編、凡そ四三〇卷)を補訂しようとするものであった。これが同年五月に昌平校改め大学校に移り、少博士頼惟復が担任したが、十二月には廃局されている。当時は事務百出した際であり、その上大学は紛争で明け暮れており、手著かずのまま廃局を見たようであるが、事業は廃棄されたのではなく、太政官の史官において継続従事することになっていったようである。

明治四年の岩倉使節一行を欧米に派遣するに際して、太政官正院記録局の長松幹に命じて「復古攬要」を編纂させ、派遣使節の参考に供した。これが直接の端緒を成したと思われるが、五年の六月に、復古記編纂の命があり、その年の十月四日に太政官正院に歴史課が置かれ、課長に先の長松幹が任ぜられた。

当初、五、六名の委員が挙げられて復古記編纂の骨子が練られたというが、この委員はその後の編纂に従事した主幹長松幹を初めとする長茨、四屋恒之、中村鼎五、広瀬進一等である。委員協議してその体裁を前記、正記、外記

の三編とし、前記は嘉永七年ペルリ渡来より慶応三年大政奉還まで、正記は大政奉還より明治元年十月東征大総督成功して節刀返上するまで、外記は戦記として戊辰戦争に始まり明治二年五月函館戦争終結まで、以上三編とした。明治六年に歴史課事務章程が次のように定められている。

本課ノ掌ハ歴代ノ紀伝ヲ編撰シ、世運ノ汚隆政体ノ沿革ヲ詳ニシ、一定ノ国史ヲ修ルニ在リ、就中、丁卯昭運ノ会先朝ニ胚胎シ国家頗ル多事ニ属ス、而シテ朝廷紀載備ラズ、是最モ其急ニスヘキ者トス、故ニ先ツ先帝即位ノ日ニ起リ以テ丕新ノ治ニ及ヒ、制度典章官省地方ノ沿革施設等朝廷文書及ヒ列藩諸家ノ記録ヲ博採シ、本院ノ正史ヲ撰シ以テ廟堂ノ広視通鑑ニ供スヘシ、然後ニ一ハ順次其上ニ遡リ一ハ将来ニ就キ本院記録ノ文書府県ノ記載等ニ拠リ陸續編次以テ上下国史ヲ一定スヘシ、藩史ハ慶元以降封建ノ形勢藩治ノ体裁ヲ誌シ、戸口租徵會計法律刑法軍務等ノ沿革異同ヲ詳ニシ、志表ヲ制シ本史ノ参考ニ備フヘシ、府県史ハ廢藩置県以來土地ノ分合民俗ノ趨舍ヨリ以テ官員設置賞罰制等ニ至リ綱要ヲ挙ケ沿革ヲ詳ニシ順次編輯以テ本史ノ考拠ニ備フヘシ、以上本課專掌ノ事務トス

右の事務章程ではまず第一に国史の編修を謳い、中でも急を要すべきものとして先朝より今代に及ぶ沿革、記録の

整備を挙げ、続いては中央、地方の行政資料その他藩史、府県史に至る資料の収集というように広範な業務が予定されているが、この時期、作業進行中のものに前記復古記編纂があつたわけである。

編纂の命を受けて一年、史料を博搜の上、藩記、私記の類で記事復古の歴史に関わるものはこれを網羅したという復古記三十余本、復古外記二十余本の編纂を終え、淨写の際にあつて、六年五月、宮城炎上の事があり、太政官も類焼して稿本原本共に悉くを烏有に帰せしめた。この不測の災厄に挫けることなく更に史料を収集し再輯作業に努めた結果、明治九年に至つて、まず復古記二巻（慶応三年十月十四日より二十五日至今）と明治史要第一編を上進している。しかしこの復古記の編纂は、この後順調に業を進められてはいない。

三

明治七年六月十四日、文部省より次の商議が歴史課宛照会された。

後小松帝以降国史編輯ノ儀客歳四月中当省議決ノ末、川田剛へ督務相命シ、月金三百円ヲ以テ右事業一切ノ費用ニ宛、尔来執筆今日ニ至リ候処、元来修史ノ事務ハ於御課御担任ノ儀ニ候ヘバ、即今ヨリ右事務相施シ可申ト存候、然ルニ此儀本ヨリ急要ノ事件ニテ一日モ難差閣次第

ニ有之、加フルニ三年ニシテ成功ノ目途已ニ其一年ヲ経候、事業中道廢絶候儀相成難ク、旁以テ右川田剛并其書類等一切御引渡ニオヨビ、将来御課オイテ続テ御調理相成候様云々

これを見ると明治二年大学校に移管され、その後廢局となり、一応太政官に繼承されたと見られる正史編修事業が、明治六年に改めて文部省で取上げられ、三年の計画で川田剛に委嘱されたことが分る。三年の計画でどの程度のものが計画されたかは疑問であるが、一年にして文部省はこの事業の歴史課引請けを要請するに至つたわけであり、歴史課の方は遠からず復古記も脱稿する事であれば、一層宏張人撰等も申出るつもり折、この度の掛合の趣により主務人員始め悉皆御引受け致さんということ引受けが決まり、川田剛も歴史課御用掛となつた。

史料の尽くを焼失して一年、その復古記が近く脱稿するとは俄に肯けないところで、実際は完成を見ないまま終つたというのが実情であつたが、右の歴史課の表明は当時の修史事業に対する熱意を示すものと了解されよう。先の事務章程に挙げられた史料収集の一環を成す地方史料の収集に着手したことにもそれが窺われる。明治七年十一月、「国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等左ノ例則ニ依リ叙記シ正院歴史課へ差出スベキ旨」の達を各使府県へ出しているのがそれで、第一則から第八則に及ぶ「歴史編輯例則」を

列挙し、この指示に基づいて各府県から報告が提出され、それは明治十八年頃まで続いた。今日「府県史料」二一六六冊が内閣文庫に残されているのがそれである。(註二)

四

明治八年四月、正院職制改定により歴史課は修史局と改称、九月に大幅な職制変更と着手方法を次のように定めた。

修史局職制

總裁 一人 三職及一等官ノ兼任
副總裁 一人 勅任官ノ兼任
總閱 定員ナシ
修撰 一等ヨリ三等 定員ナシ
協修 一等ヨリ三等 定員ナシ
書記 一等ヨリ三等 定員ナシ
繕寫生 一等ヨリ二等 定員ナシ
局長 一人 總閱修撰ノ内ヨリ兼任 局中ノ事務ヲ処分シ 兼テ編修各員ノ勤惰ヲ監視スルヲ掌ル
副局長 一人
幹事 定員ナシ

實際の人事は副總裁に一等侍講伊地知正治の兼任。局長に長松幹、副局長に重野安禪が就任した。当初に總裁の発令を見ないのは明治二年の修史の詔勅により、三条実美が

總裁に補せられたいきさつによると思われるが、明治十年修史局が修史館に改称される際、伊地知正治が専任總裁になり、その伊地知が明治十二年罷職となると、再び三条太政大臣の兼任ということになった。

次に「編輯着手ノ方法」を見ると、作業分担が明示されているので、それを次に掲げる。なお、明治八年の官員録により、各員の役職を参考までに括弧内に示した。

第一課 後小松天皇ヨリ孝明天皇ニ至ル凡ソ四百八十年ヲ分テ二大段トナシ、前一大段凡ソ二百三十年(応永元年——慶長十九年)ヲ一課トシ、川田剛之ヲ總括ス。

川田剛(一等修撰) 竹添進一郎(二等協修) 蒲生重章(三等協修) 伊藤介夫(一等書記) 渡辺明(二等書記) 堀口章介(一等書記)

第二課 後一大段凡ソ二百五十年(元和元年——慶応三年)ヲ一課トシ、重野安禪之ヲ總括ス。

重野安禪(一等修撰) 副局長 依田百川(三等修撰) 岡千仞(二等協修) 萩原裕(一等協修) 木原元禮(二等協修) 五弓豊太郎(三等協修) 江目長芳(三等書記)

第三課 其前後ヲ二段ニ分チ、慶応三年ヨリ明治七年マデヲ一課トシ、長松幹之ヲ總括ス。

長松幹(一等修撰) 局長 長莪(一等修撰) 広瀬進一

(一等協修) 四屋恒之(一等協修) 中村鼎五(二等協修) 藤川三溪(三等協修) 平野知秋(一等書記) 沢渡広孝(一等書記)

第四課 後一条天皇ヨリ後小松天皇ニ至ル凡ソ三百七十年(万寿二年——明徳四年)ヲ一課トシ、谷森善臣、小河一敏之ヲ総括ス。

谷森善臣(三等修撰) 小河一敏(三等修撰) 大谷秀実(二等協修) 塩田益穂(三等協修) 樹下茂国(三等協修) 松浦長年(三等協修) 梶山義門(一等書記)

一、第一課、第二課ハ各其年代ノ書籍ニ就テ事実ヲ採集シ、先ツ史料ヲ編成スヘシ

一、第三課ハ復古記及ヒ政事紀要ヲ卒業シ、更ニ己巳歲(明治二年)以後ノ史料ヲ採集シテ復古記ヲ続キ、遂ニ維新已降ノ編年史ヲ編纂シ、且將來逐年ニ之ヲ続成スヘシ

一、第四課ハ皇統皇親系ヲ卒業シ、堀保己一ノ史料ヲ続キ、其残稿ヲ收拾シテ一部史料ヲ作り、旁ラ皇親譜ヲ編纂スヘシ

(中略)

一、史料採集成稿ノ後、修撰官之ヲ検討シテ其遺漏差錯等ヲ訂正シ、之ヲ総閲ニ致ス、総閲刪定潤色シテ総裁ニ呈シ、一年兩度(七月・十二月)其稿本ヲ集メテ上進スヘシ

右の各課の分担区分に見る第一、二課の南北朝合一以降江戸末期までは、水戸徳川氏の「大日本史」が南北朝合一までを編修しているのので、之を継いで明治維新に及ぼうとするものである。第三課は維新以後を担当、既に復古記編修中である。第四課は「堀史料」補訂作業を継ぐとするものの、但書にある通り皇統譜の編纂を主としている。以上三部の構成に分れているが、夫々に消長があり第三課は度々復古記脱稿近きことを揚言しながらも容易に編修卒業に至らない。この辺の事情は内部事情に因るものか、その人的構成を見れば、ある程度それを裏書きするものがあるようである。

第一、二課の川田、重野以下いずれも純然たる漢学者である。第三課の長松、長は学者というよりむしろ討幕運動の実践家であった。第四課の谷森、小河は国学畑である。国漢抗争は明治二、三年の大学紛争以来であり、既に「堀史料」補訂は名目にとどまり、やがて明治十年に御系譜掛が宮内省に移るに及んで第四課は消滅する。残る第一、二課と三課であるが、修史事業の先鞭をつけた第三課の復古記編纂はこの後次第に後退してゆくことになる。

五

先ず局長が長松幹より重野安禪に替るが、この交替に格別の意味はないのかもしれない。しかし、これより前、修

史局より「国史編纂ノ方法、着手ノ順序」についての伺、即ち「修史事宜」が上申されているが、この上申書は重野安禪のその後の史論と同一論旨であることに徴しても、筆者は重野安禪と目され得る。従つて既に業務の主導は重野の手にあつたと見られる。

「本局先キニ復古記編纂ノ命ヲ受ケ、今略成稿ニ近シ、尔後ノ業一ハ既往ニ溯リ一ハ将来ニ就テ国史ヲ纂輯スヘキ方法規程ヲ条陳スルコト左ノ如シ」として、「修史事宜」は以後の方針を簡条書きしているが、その中からこの小稿に關係のある項目のみを抜き出して見る。

- 一、皇国ノ正史六国史ノ後末タ之ニ統クモノアラス、大日本史出ルニ及テ神武天皇以來南北朝ニ至ルマテ始テ一部ノ正史アリ、南北以後今日ニ至ルマテ五百年間、世ニ正史ナク私撰野乘紕繆百出統紀スル所ナシ、是宜シク急ニ一部ノ正史ヲ編シ以テ世ノ確拠トナササルヘカラス
- 一、後一段「維新以降」ハ本局ノ復古記（復古記ハ時事ノ顛末ヲ詳ニシ達書等ノ如キ悉ク其原文ヲ録シテ以テ政府ノ考拠ニ備ルヲ主トス、故ニ全ク史伝ノ体裁ヲ備ルモノニ非ス）記録課ノ太政類典其他日誌布告布達書及ヒ諸官省各府県ノ編輯書類等ヲ以テ材料トシ、直ニ編纂ノ業ニ就クヘシ

一、大日本史正史タリト雖モ間々誤脱ヲ免レス、且其体裁紀伝史タルヲ以テ通覽ノ便ヲ失ス、今編纂スル所ハ編

年ノ体ヲ用ヒ、事皆大一統ノ下ニ繫クヘシ、文字ハ片仮名ヲ雜用シ、文体古ニ拘セス今ニ流レス、簡明雅馴ニシテ務メテ通曉シ易カラシメ旁ハラ西国歴史ノ体ヲ襲用スヘシ

一、（前略）而シテ官撰ノ史ハ必ス總裁ヲ置サルヘカラス、蓋シ是非得失ヲ裁決シ事實ヲ確定スルハ其事体重大ナリ、故ニ六国史ノ如キ親王或ハ大臣之ヲ總裁ス、況ヤ今編纂スル所將ニ従前ノ史体ヲ一變シテ将来ノ模範ヲ垂ントス、是尤モ總裁無ル可ラス、己巳ノ年命アリ三条殿下ヲシテ修史ヲ總裁セシム、然レトモ国事多端ニシテ未タ着手ニ違アラス在再歲月其事消タルカ如シ、今編纂ノ業ヲ舉ル宜シク三職中新タニ總裁一名ヲ令セラレ、凡局務ノ開張史体ノ裁判等一ニ之ニ委任取決スヘシ、然ラサレハ重大ノ事業急ニ成功ヲ期シ難シ

右の「修史事宜」において注目されることは愈々、益々正史編纂の大義処分が正面に押出されて来たことであり、その半面復古記編纂の後退が観取される。殊に復古記を註して、時事の顛末を詳にして政府の考拠に備るを主とし、史伝に非ずとした上、その編纂を急ぐがごとくである。急ぐというよりはむしろ切り上げようというのが真意に近かつたかもしれない。事は以下に見る通りである。

六

明治十年、正院廢止とともに修史局は廢局となり、新たに太政官に修史館が設置せられ、その職制が定められた。

先の伺の通り総裁が專任せられ、之に伊地知正治が任命された。他に館長一人、之は一等編修官の月番兼任であり、その職務を「館中ノ庶務ヲ総理シ、兼テ編修各官ノ勤務ヲ監視スルヲ掌ル、又秘閣圖書ヲ管ス」としたが、監事一員を新設して、之に館長事務と同等の職務を掌らせるに至って、館長を廢した。監事に三浦安が就任した。ついでに修史館の職名、職務を挙げれば次の通りになっている。

編修官 一等ヨリ四等ニ至ル 定員ナシ

掌記采輯スル所ヲ受テ、之ヲ編次シ、其文辭ヲ結撰スルヲ掌ル、兼テ檢討ノ事ニ任ス

掌記 一等ヨリ八等ニ至ル 定員ナシ

群籍ニ就テ事実ヲ采録分纂シ、兼テ引用圖書ヲ管シ、其採訪出入及ヒ筆記校正ノ事ヲ掌ル

繕写 一等ヨリ二等ニ至ル 定員ナシ

編修官、掌記ニ分属シテ圖書繕写ノ事ヲ掌ル

ちなみに繕写とはうつしなすこと、つまり清書することを意味する言葉である。

修史館の組織は第一局を総裁、館長等の事務を執る所と

し、書籍掛が附屬した。第二、三局が編輯担当局であった。各科の人名を翌十一年の考課長より左に掲げて見る。

第二局甲科

編修官總括 川田剛 依田百川

掌記 伊藤介夫 鈴木円二 小栗昌造

繕写 大西述 藤森修蔵 秋葉猗堂 松平二郎

乙牧武二郎

御用掛 中村鼎五 飯田武郷 遠山静蔵

旧三等掌記 栗田寛

旧八等掌記 豊原資清

第二局乙科

編修官總括 重野安釋 藤野正啓

掌記 青山延寿 星野恒 菅政友 滝沢規道

藤田安蔵 日下寛

繕写 田中義成 遠山参太郎

御用掛 鈴木大

旧五等掌記 木原元礼

第三局甲科

編修官總括 長松幹 四屋恒之

掌記 滝三瓦 橋詰敏 沢渡広孝 高橋秀好

松浦辰男

繕写 小川長和 小島春 藤園賢意 吉田復

御用掛 中村鼎五

第二局甲、乙科は旧修史課一、二課の、第三局甲科は同三課のそれぞれの後を引継いだ科であり、第三局乙科は地誌編修を担当したが、この十年制定のその年の末に内務省に移管された。

復古記編纂の第三局甲科は総括に依然長松幹の名をとどめるが、編纂の当初より有力な協力者であった筈の一等編修官長茨の名が見えない。長は十年の末に致仕して宮内省(御用掛)に去り、代って一等掌記四屋が四等編修官に昇格して総括に列している。

長の退任がただの退任であったかどうか不明だが、長松、長共に維新の実践活動の経歴を持っている。復古記は全く同時代を対象とした歴史編修である。ただでさえその仕事に干渉故障の多い筈の同時代史編修を実歴者が手を下さすことは、更に問題をむずかしくはしなかったか。どの程度この推測が当たっているかはさて置き、それに近い条件がこの復古記編纂に終始纏綿したことは容易に想像出来る。

七

明治十四年十二月、修史館の職制が再び改正された。今回の改正で目立ったことは総裁、監事の他に、編修長官、編修副長官、副監事が新たに設けられたことである。それぞれの役職の職務は次の通りである。

総裁 一員 大臣之ヲ兼任ス

修史ノ大体ヲ裁定シ其是非筆削事至重ニ渉ル者ハ上奏
取裁ス兼テ職員ノ進退ヲ総掌シ秘閣ヲ管ス

編修長官 一員 三等官

編修ノ事ヲ主理シ史志ヲ選定シ編修官結撰スル所ヲ取

捨刪定スルヲ掌ル

編修副長官 一員 四等官

職掌長官ニ同シ

監事 四等官

編修ヲ監シ功課ヲ督シ檢討ヲ任シ兼テ庶務ヲ弁理シ判

任官ノ進退ニ関与スルヲ掌ル

副監事 五等官

職掌監事ニ同シ

総裁は前の通り三条実美。編修長官は役名のみあって廢官に至るまで任命されることはなかった。職務が長官と同じとされる編修副長官に重野安釋、監事に三浦安と長松幹、副監事に巖谷修が任命された。ここに至って長松幹は編纂の実務から離れることになった。この事は彼がこれまで主宰して来た復古記編纂の仕事が逢着した状況を物語っている。

復古記(昭和五年刊)序文中に次のような記事がある。

「明治十四年十二月、修史館の職制を改定し、従前の局科を廢して、新に五局を設けたり。是れ専ら力を六国史以

後の編年史編輯に效さんが爲めにして、復古記編纂の如きは、將に中止せられんとするの勢ありき」と。

この時、長松幹は總裁三条実美に意見書を上申して、復古記編纂の継続を願っている。右の序文の記事に続いてその「乞復古記編修議」が収録されているので、長文であるがそれを引用する。

乞復古記編修議

近日本館職制更正の挙あり、編修の方亦隨て其端を改む。従前三科を挙て、一に後小松天皇以降国史編修の事に従ふ。是に於て、復古記一科主任する所なし。幹謹て按ずるに、今上御極朝権古に復す、其盛徳大業前古比なし。而して當時朝廷積衰の余を承け、兵馬の権なく、土地の富なく、其海内の命を制する、一の名義あるのみ。其際反乱相踵ぎ、兵結解けず、幸に今上叡明神武、在廷元老之を内に輔賛し、正義雄藩之を外に翼戴し、撥乱反正以て東京臨幸、大政帰一に至る。然れども兵馬控徳の故を以て、朝廷記載備らず、其盛徳大業、元勳偉烈の跡より、夫列藩の向背反乱の情形に至るまで、其首尾顛末得て詳悉すべからず。是に於て、往年復古記編纂の命あり、幹乏に承けて其事に従ひ、百方搜索、藩記私記の類羅致粗備り、復古正記三十余本、復古外記二十余本を編す。而して淨写の際六年五月、祝融の災に罹り、稿本原記等を併せて、一瞬烏有に付す。再び諸記を博搜

し、其事ありて其書なきは、其家若くは其人に就て之を問ひ、経営数年、僅に稿を成し、漸次脱稿上進せしもの一百有余卷、其余す所十の二三耳。是宜しく主任を置き、其業を畢べきなり。抑前世の史の如きは、之を修る諸旧記の在るあり、遅速必しも利害あらず。復古記に至ては、其書の抛るべきなく、其事に就き、其人に問ひ、以て前後首尾を接続するもの極て多し。今にして修めざれば、其人亡びて、其事佚し、後來復手を下す所なからん、其遅速の利害に関するや甚大なり。因て願くは、本館の一部を分ち、旧に仍て其業を畢しめんことを。或曰、本館更革は、全力を前世修史に用ひるに在り、一部を分ち、一分の力を殺ぐは不可なりと。幹曰、全力既に前史に移す。一分の力を殺ぐは、唯其功程の一分を損するのみ、復古記遅速の利害に関すると其軽重如何ぞや。又曰、復古記材料完全ならず。是に抛て之を修む、完全の史たるを得ずと。幹曰、材料完全ならざるは、書なきの故なり。故に其年を経る久からず、其人未だ亡びざるに及び、之が編修を速にし、以て其完全に至るを期せざる可らず。且夫本記は、前後通じて十有四月、大約一百五十卷、既成のもの十月、百有余卷、今にして之を止む、唯所謂功一貫に虧くのみならず、既成のものも、亦頭ありて尾なく、併せて無用の長物に属す。況や本記編修を止むるの命なきに於をや。豈私に之を止むるの理あ

らんや。是一部を分て、其業を畢へんことを乞ふ所以なり。是幹敢て私情を訴るに非ず、蓋亦条理のみ。殿下幸に高裁を賜へ。悃願の至に勝へず。恐悚拜上。

明治十五年一月 修史館幹事 長松 幹

三条総裁公

殿下

右の上申書は復古記編纂が直面した事態とその前後の経緯を叙して余すところがない。上申書はいっている、復古記編纂の作業は十中の七八を終え、残るところ後僅か二三である。従つて従前通り一科を置き主任を充てて、その業を終えるべきものを、今にしてこれを廃せば、既に成稿を得たものも、無用の長物と化するであろうと。しかもこの事態が復古記編修中止の命がなくして、事ここに至るは納得し難いところで、従来通り担当者を充て是非卒業されんことをと長松は切願している。

上申書の中で問答体として書かれる箇所、或る人曰うに、修史館更革の目的は全力を前世修史に用いるにあって、一部の力を割いて他に廻すは不可なり。又曰く復古記は材料完全ならず、よつて完全の修史は得べからずとも。この言は明らかに編修副長官重野安禪のものである。復古記編纂が館内で如何なる状況下にあつたかはこれで十分に推察することが出来る。

一応この上申書が容れられて、復古記編纂は継続するこ

とになるが、しかしもはや強弩の末勢でしかなく、後は絶ゆるがごとく続くがごとくであつたようである。明治二十一年臨時修史局が廃せられ、其の事業が帝国大学所屬の臨時編年史編纂掛に移るまで、一応復古記編纂は続いた。後年、この編纂に終始従事した沢渡広孝は述懐して「復古記は明治十七年に略出来上りはしたが、まだ不十分で一尺力の上卒業ということになつたまま、其後従事する人なく、其儘土蔵の隅に埋没してしまつた」といつた。

この編纂の創業から専掌した長松幹は長州藩士、通称を文助、京都に遊学、久坂玄瑞等と共に公卿縉紳等の間に出入して国事に奔走、後帰藩して祐筆となり藩の編輯局に入つた。これが後年修史事業にたずさわるきっかけになつた。明治五年以後復古記編修に専念したことは上來見た通りであるが、明治十四年修史館監事に任ぜられて編纂の実務から離れて以来、終にその業務に帰ることはなかつた。明治十七年、長松は元老院議官に任ぜられて修史館を去る。長松の転出が復古記編纂の終末であつたようである。

今日残された復古記及び復古外記合せて二九八巻。年代は慶応三年十月十四日の徳川慶喜大政奉還に始まり、明治元年十月廿八日の東征大総督節刀返上に終る。つまり、これは復古記編纂発足の当初、委員協議して策定した三編の内、正記と外記の二編に相当するわけである。幾度か成稿近きを揚言され、あるいは時代を前後に布衍編修すること

を説かれながら、結果は当初予定も内輪の規模に終らざるを得なかつたし、それすらも完成というに至らなかつた。

復古記編纂が事実上切り捨てられてから二十余年を経た明治四十四年、維新史の編纂が大々的に計画せられて維新史料編纂会が発足した。編纂の時代対象を孝明天皇踐祚から廃藩置県に至るまでとされた。復古記はその年代の一部を埋めるわけで、新しい編纂事業はその先蹤たる復古記編纂の継承拡充と見ることが出来よう。しかし、それが継承されたふしは見られない。むしろ無視されたに近かつたのではなからうか。かかる推測は失当のそしりを受けるかもしれないが、復古記稿本は史料編纂所の倉庫から維新史料編纂会に移されることなく、昭和五年、全十五巻として梓に上したのも維新史料編纂会ではなく、東京大学史料編纂所である。それまで復古記は世人の目に触れることはなかつた。(七八・五・二六)

註一、沢渡広孝「国史編纂の始末に関する事実」史談会速記録 第一
四輯

註二、「府県史料」マイクロ・フィルム版(雄松堂昭和三十七年刊)解
説を参照

註三、前記沢渡広孝「国史編纂の始末に関する事実」
(くわばら・のぶすけ 主任司書)